

第8回離島振興対策分科会

平成24年10月31日

【大野離島振興課長】 皆様方には、ご多忙のところ分科会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

国土審議会離島振興対策分科会の委員、特別委員、総数20名のうち、半数以上のご出席をいただいておりますので、ただいまから国土審議会第8回離島振興対策分科会を開会いたします。私は国土政策局離島振興課長の**大野**でございます。よろしく願いいたします。

初めに、会議の公開について説明させていただきます。国土審議会離島振興対策分科会運営規則により、会議は公開することとされておりますので、本日の会議も一般の方の傍聴が可能となっております。あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

それでは早速でございますが、お手元の資料を確認させていただきます。一番上に議事次第、その次に資料1として、委員名簿。資料2、離島の現状について。資料3、離島振興基本方針について。資料4、離島振興基本方針骨子（案）。資料5が離島指定基準の点検について。資料6が離島指定検討部会の設置について（案）。参考資料として、離島振興法の概要、離島振興法の本体、現行離島振興基本方針、国土審議会令、国土審議会離島振興対策分科会の運営規則となっております。

それでは議事に先立ちまして、分科会の委員のご紹介でございますが、時間の都合がございますので、資料1の名簿をもってかえさせていただきたいと思っております。なお、国会議員の特別委員につきましては、古賀衆議院議員にかわりまして、玉城衆議院議員、外山参議院議員にかわりまして、友近参議院議員にご就任いただいております。また、市町村長の特別委員になっておられた、高野前佐渡市長の後任としまして、甲斐佐渡市長、高木笠岡市長の後任としまして、三島笠岡市長にご就任いただいております。鷲尾衆議院議員におかれては、退任のご予定で、現在、後任の人事を含めて手続を進めている段階でございます。本日もご出席の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、国土交通省の出席者をご紹介させていただきます。

長安国土交通副大臣でございます。

大森国土政策局長でございます。

渡延大臣官房審議官でございます。

岩本国土政策局総務課長でございます。

また、国交省の他の部局並びに、各省において離島関係の担当の部署の方々にもご出席
いただいております。

それでは、ここから小川分科会長に議事進行をお願いしたいと思しますので、よろしく
お願いいたします。

【小川分科会長】 それでは皆様、こんにちは。

大変ご多用の中、また遠路はるばる、この分科会にお集まりいただきまして、ありがと
うございました。先般の国会におきまして、委員の先生方のおかげさまをもちまして、新
法が成立したわけでございます。これから10年かけてじっくりと、しかし駆け足で具
体的な成果が出るように、さらに先生方のご指導をいただきながら、分科会も進めてまい
りたいと思います。今日でございますが、午後1時から、衆議院の本会議で代表質問が行
われます関係で、若干、時間を短縮いたしまして、45分から50分には会を閉じさせて
いただきたいと思いますので、それぞれのお立場から進行にご協力をいただきますこと
をお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶にかえさせていただきたいと思します。

それでは限られた時間ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

冒頭でございますが、国土交通省ご当局を代表いたしまして、長安副大臣に一言ご挨拶
をいただきたいと思います。

【長安副大臣】 小川分科会長をはじめ、国会議員、地方公共団体の長、また有識者の
各委員の皆様のご出席に感謝申し上げます。今、小川分科会長からのお話がございました
ように、この6月に離島振興法の改正にご尽力をいただきました国会議員の先生方には、
厚く御礼申し上げる次第でございます。

我が国の領域、排他的経済水域等の保全や自然環境の保全等に重要な役割を担っている
離島の振興は、極めて重要でございます。昭和28年の離島振興法の制定以来、さまざま
な社会資本の整備等により、生活環境、産業基盤の改善が進められ、またソフト事業によ
る離島内外との交流促進も図られてきたところでございます。

しかしながら人口減少や急激な高齢化の進行など、その取り巻く環境は非常に厳しいも
のがございます。こういった離島の現状を踏まえ、今回の改正離島振興法において、無人
離島の増加の防止や定住の促進等が、国の責務として明記されたところでございます。私
どもといたしましても、本日の審議内容を踏まえ、関係府省との緊密な連携のもと、来年
度から改正離島振興法の施行に万全を期し、離島振興施策の推進に最大限、努力してまい

る所存でございます。

本日は離島振興基本方針の骨子（案）につきまして、離島指定基準の点検、委員の皆様から忌憚のないご意見、活発なご議論、ゆっくり、急いでのご議論をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。（拍手）

【小川分科会長】 ありがとうございます。

副大臣はご公務で退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは早速、議事に入らせていただきます。本日の議題は2件でございます。法律の成立を受けた離島振興基本方針骨子（案）について、加えまして離島指定基準の点検についての、2つでございます。まず1点目の離島振興基本方針の骨子（案）について、事務局から説明を受けたいと思いますので、お願いいたします。

【大野離島振興課長】 まず、資料2、離島の現状をお手元にお置きください。離島の現状については、既にこの分科会でもご説明しましたので、かいつまんでご説明いたします。

5ページをお開きください。昭和30年からの人口の推移を見たものですが、離島の人口は半減以下という、非常に厳しい状況になっております。次の6ページには、高齢者比率が記載しておりますが、高齢者比率も33%と非常に高いものとなっております。また、8ページは物価の水準ですが、輸送コストなどの理由によりまして、一般的に物価水準も高いものとなっております。このような状況の背景として、14ページですが、離島の基幹産業であります農林水産業も、ピーク時から比べると半減と落ち込んでいる状況です。

このような状況を踏まえ、今般、先の通常国会におきまして離島振興法の改正が行われたわけでございますが、離島振興法の改正についても、少しだけご説明させていただきます。参考資料1にお目通し下さい。大きく改正されました点として、まず目的規定に地域格差の是正、地域間交流の促進、無人離島の増加と人口の著しい減少の防止、そのための定住促進などが追加されております。また、基本理念及び国の責務規定を新設したところです。さらに、基本方針、配慮事項について、多岐にわたる政策を追加しております。さらに新しく、離島活性化交付金等事業計画、離島特別区域制度の検討についても、新設されたところでございます。

離島振興基本方針は、このような改正離島振興法を踏まえまして、その趣旨を十分に反映するものとして作成しております。離島振興基本方針骨子（案）は資料4にございます

が、大部ですので、資料3、離島振興基本方針についてという資料に基づきまして、概要を説明させていただきます。

まず開いていただきまして、2ページでございます。離島振興基本方針はそもそも国が離島振興実施地域の振興を図るために、国土審議会の意見を聴いて作成するもので、今後、都道府県が離島振興計画の策定を行う際の指針となるものでございます。右に策定スケジュールを書いておりますが、本日の分科会でご議論いただきまして、その意見を反映いたしまして本体案を作成し、1月末に再度、当分科会にお諮りしたいと思っております。その後、2月に官報告示をし、4月からの離島振興法の全面施行に向けて用意したいと考えております。

3ページをお開きください。基本方針の構成ですが、序文に続きまして、2として離島振興の意義及び方向を記載しております。3には国の支援の基本的考え方、4には交通通信など、各分野にわたる基本的な事項を記載しているところです。

中身について説明させていただきます。4ページをお開きください。序文は基本方針の位置づけを書いているものですが、2の離島振興の意義については、改正離島振興法第1条の目的規定の趣旨を書き下し、離島の国家的国民的役割を明記しております。

次の(2)の離島振興の方向につきましても、改正離島振興法の目的規定第1条を整理し、さらに戦略的な方向をつけ加えたものでございます。かいつまんでご説明いたしますが、離島振興の大目的は、無人離島の増加と著しい人口減少の防止及び、そのための定住の促進です。この大目的を達成するための、中目的として、自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上、及び地域間交流の促進が法第1条に規定されております。

まず自立的発展の促進のためには、雇用機会の確保が重要です。そのため、産業の維持・発展に資する環境整備や離島の特性を生かした産業の活性化が必要だと考えております。生活の安定につきましては、何より暮らしやすい離島の形成を目指し、社会的サービスの維持、自然環境の保全及び多様な文化の継承、また今般の東日本大震災の教訓を踏まえた、孤立防止に必要な減災対策、さらにはエネルギー利用に関する環境負荷軽減と格差是正が重要です。福祉の向上につきましては、高齢化が著しい離島では、何よりも高齢者福祉の増進が重要です。また、地域間交流の促進については必要なことは言うまでもございません。

さらに、これらの方向を貫く横串として、全てにわたって人材の育成・確保と、情報発信が必要なものと考えております。それが法第1条を整理し、書き下したものでござい

すが、さらに2、3、4で戦略的な方向を書いております。

まず2の部分ですが、離島にはさまざまな地域資源がありますので、この地域資源を生かし、創意工夫による、主体的な取り組みが必要であるということが、まず第1点。2点目は、行政だけでなく、多様な民間主体の活動を地域づくりに生かす取り組みをすることが必要であること。3点目としては、例えば本土と近接して、生活圏が一体であるような離島につきましては、本土側との連携や機能分担を踏まえた、政策展開が必要であることを記述しております。

次に5ページをお開きください。国の支援の基本的考え方は、基本的には改正離島振興法を踏まえて、そのまま記述したものです。今回、新設になりました、国の責務について明確に記述するとともに、2番目には国の財政支援、情報提供について記述しております。3番目に、今回、新設されました、離島活性化交付金等事業計画について記述したものです。4番目は従前よりあった項目ですが、自然公園法や農地法等における法律の運用上の配慮について記載しております。5番目は、これも今回の新設の法律事項ですが、離島特区の創設について総合的に検討する旨を記述したところです。4番目は、法第4条に規定する各計画で、法定で各号列記がされておまして、その各号に沿った記述です。交通通信から始まって、人材の確保・育成までですが、詳細な説明は時間の関係もありますので、割愛させていただきたいと思います。5番目にその他事項としまして、離島振興に関し講じた施策を、国土審議会へ毎年報告することが法定化されましたので、その旨の記述を加えたところです。

以上、大変雑駁な説明で恐縮でございますが、離島振興基本方針の骨子（案）についてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明は法律の成立を受けた、基本方針の骨子（案）ということでございます。これから最終案に向けて、最終の調整なり、作業を進めるわけですが、ただいまの説明を受けて、何か留意すべき事項、過不足等々を含めて、委員の先生方からご意見、ご質問等を賜りたいと思います。

どうぞ、木庭先生。

【木庭委員】 基本方針の、先ほどご説明をいただきました中で、5ページの国の支援の基本的考え方でございますが、今回、新たに先ほどご説明があった、離島活性化交付金等事業計画でございますが、お聞きしていると、当初段階、これは8億円程度におさま

りそうな話もありまして。何を言いたいかという、地元から上げていただいたものが交付金という仕組みになっていく。これは、ある意味では一応、県が市町村から事情聴取等を経て計画をつくっていくわけです。何か抑制的になっていないかという心配を少ししているのです。交付金という制度を新たにつくったわけですから、それをより活用していただくために、意見聴取というのではなくて、県も国もサポートをもう少ししていただいて、交付金のあり方、その他を含めてよくご説明もいただいた上で、これがより有効に機能するような形をとっていただきたい、そんなことを何か表現できないかということが1点。

もう一つは、これも新たに今回追加していただきました、離島特別区域制度の整備の問題でございます。これから総合的に検討するというようになっていくわけですが、これを行政事項でやるほうがいいのか、それともやはり、こういう特別区域制度を新たにつくるのであれば、それについての法制化、この特別区域制度を動かしていくために、その基本となるようなものを法律で動かすというのも、1つ検討の課題にならないか。つまり、お願いできるのであれば、創設について総合的に検討するというところでございすから、法制化のような問題も含めて、幅広く検討していただきたいということを、公明党として少し考えておりましたので、ご発言をさせていただきました。

以上です。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

今の2点はいかがですか。今日の段階で。

【大野離島振興課長】 まず交付金等事業計画でございますが、先ほど先生がご指摘の8億円は、私どもの交付金の部分でして、それ以外に各省の部分もありますので、金額は大分大きくなります。ただ、ご指摘はごもっともでございますので、国、県のサポート体制などについても記述するようにしたいと思います。

離島特区については、現在、地方公共団体からニーズを調べている段階でございまして、それを精査した上で、法制化が必要であれば、法制化も含めて検討したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【小川分科会長】 最終案に向けて、今の2点をよくご留意の上、作業をお願いしたいと思います。

武部先生、どうぞ。

【武部委員】 私も今の木庭先生の発言に関連するのですけれども、我々がつくったのは議員立法ですので、おおよそ役所が抑制的になるような傾向が出てくるのではないかと

懸念しています。議員立法の場合には、それぞれの地域の実情、夢、希望、盛りだくさん出てくるのです。だからできるだけ、私も離島振興法の大改正と受けとめていますが、当該離島地域では期待感がものすごく多いのだけれども、どういうメニューが出てくるのかということについて、いわばメニューが出てくるのを待っている感じなのです。しかし役所はあまりたくさんメニューを出したがるまいだろうという傾向がありますから、木庭先生のお話にありましたように、絶対、抑制的にならないように、せっかくいい法律をつくったのですから、そのことを基本方針にもオープンなのです、どんどん知恵を出してください、希望を挙げてくださいという方針にしてもらいたい。

離島特区の話も同様です。みんな、わからないのです。わからないというのはどういうことかという、それぞれ離島が大小、あるいは国境離島、内海といろいろありますから、それに応じた制度にしていけないと。離島の皆さん方に人材もあまりいませんし、また同じ類例、同類項など、そんなにあまりないわけですから。北と南も違うでしょうし、いろいろ違う。ですから、ぜひ離島地域のいろいろなさまざまな意見を、我々も立法府としてもいろいろ出しますけれども、少し幅を広げて、門戸を広げておいてもらえるような、そしてあるいは、こういう参考例がありますという例示なども示してやると、いろいろ意見を出しやすいのではないかと思います。

とにかくせっかくいい法律をつくったのですから、財源の問題と、何でもやろうと思うことはできるのですという幅の広さ、奥の深さを示してもらいたいと思います。

【小川分科会長】 武部先生、重要なご指摘をありがとうございました。

細田先生、続けてお願いします。

【細田委員】 似たような趣旨になりますけれども、仏はつくったのです。皆さん超党派で一生懸命議論をして、できるだけ優遇措置をとろうということで、離島振興法改正、仏はつくったのだけれども、ほんとうに魂が入るかどうかが鍵で、医療、介護環境が劣っているのをどこまできちっとできるか、生活費の環境は、石油化学だ、航路の問題、その他ハンディキャップがあるもの、あるいはコストが高い、そういったことをどうカバーできるか。情報環境は幸いインターネットとか携帯電話とかテレビとか、かなり乗り越えては来ていると思うのですが、それをどう活用できるか。肝心のものは仕事の環境で、農林水産業にしても観光にしてもその他産業でも、仕事をつくらなければ、人が減るのは当たり前で、一部の地域、一部の島でいろいろなことをやって、多少、畜産だ、水産だ、工夫で、ほかよりいいぞというところは見られますけれども、全体としては押しな

べてだめなので、これはやはり相当、自治体も含めて国がほかにはない無理をしなければ、そんなによくならない。これをわかりながら、みんなここに集まっているような感じもあるわけです。法律をつくれれば、これであと、基本計画をつくって、何とかならないか。結果としてはどうなるかわからないけれども、それは努力次第などと、そういうことを言っていると、ほんとうにだめになって、これまでの道筋をたどるので、非常に無理をしてでもよくしようということが必要だということだけ、申し上げたいと思います。

以上です。

【小川分科会長】 ありがとうございます。

打越先生、どうぞ。

【打越委員】 法律ができてから初めての分科会でございますので、一言お礼も兼ねて、ご挨拶したいと思うのですが、7党集まりまして、特に武部先生を中心にほんとうにご協力いただきまして、いい法律をつくらせていただきました。

問題は、今回、ほぼ改正に近い、改正というか新法に近い大改正であったということを受けて、離島を持つ都道府県あるいは関係市町村は、これでどう変わるのかと、やはり大きな期待をしていると思います。来年度、スタートと同時に離島関係に携わる政策、予算、どのくらい変わるのかということが、スタート地点で一番大事です。これについては、本来、国交大臣が非常に責任の思い大臣でもありますけれども、新たに4大臣を加えて、ほかの、特にソフト、医療、介護、教育、エネルギー、そういったものを持っているほかの省が、どのくらい自分のことのように今回は取り組むのか、どういう要求をし、どのくらい頑張っ、て、予算化できるかということが非常に大きな鍵になるだろうと思います。我々も立法した側の人間として、この推移についてはほんとうに重大な関心を持って、特に今年念を入れて、来年度、スタートの年がほんとうに離島振興の元年になるような形で、最後までウォッチしておきたいと思いますので、各先生方にもほんとうに心から感謝申し上げて、そういう決意を伝えておきたいと思います。

離島特区については、検討の上で、その措置を講ずるということ、本則でうたっております。18条の2だったと思いますが、決議ではなくて、これは本則、法律事項で、措置を講ずることを求めているわけでありまして、引き続き、我々国会側にもボールがありますので、議員立法として離島特区の特別措置法の制定に向けて、すぐに準備に取り掛からなければならないと思っておりますので、今後とも、ご指導、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

では大久保先生。

【大久保委員】 離島地域に対する国の支援について、財政的な面も含めてですが、過疎債みたいな、離島債というのを発行可能にできないのかということもございまして、離島地域が非常に使い勝手のいい、優遇的なそういうものの検討がどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

今の点はどうか。具体的に。

【大野離島振興課長】 離島債については、立法過程の中でも議論がございましたが、残念ながら今回の改正の中では盛り込めなかったところがございます。長崎県から要望があるのは承知していますので、離島債ではないにしろ、何かしら要望の趣旨を踏まえたことができないか今後も検討させていただきたいと思っています。

【武部委員】 我々が手を引っ込めたのは、過疎債できちっと枠をつくるという話になったのです。過疎債は、もうかなりきめ細かい内容になっていますから。問題は、その枠なのです。それを離島分として、ミシン目を入れようという話をしていますから、大野さん、そのような紋切り型の答弁では困るのです。あなたのところから発信しなかったら。

それから、先ほど打越先生からもお話がありましたように、今度、閣僚が7大臣となって、増えたのですから。そういうことも踏まえて、関係閣僚会議もきちっと設けて、今日ほかの事務局の人たちも来ていると思うから、今までと全く違うという、そのためには、国土政策局長や大野さんたちが重要なのだから、しっかり頼みます。

【大野離島振興課長】 申しわけございません。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

それぞれのお立場からご発言いただきましたが、おおむね器はできたけれども、しっかりと速やかな、具体的な成果につながるようにということでございますので、当局はもとよりであります。委員の先生方それぞれのお立場からも、ぜひ今後ともお力添えいただきたいと思っておりますし、なお今日いただいたご意見を踏まえて、来年2月に予定しております最終案の取りまとめに向けて、鋭意、作業を行っていただきたいと思っております。

それでは議題の2件目に移らせていただきます。離島指定基準の点検についてでございます。事務局からの説明を求めたいと思っております。

【大野離島振興課長】 資料5をお開きください。まず2ページですが、離島振興対策実施地域は、国土審議会の意見を聞いて、主務大臣が指定ということになっております。この離島振興対策実施地域を指定するために、審議会が基準を策定しておりまして、大きく言えば、外海離島、内海離島、離島の一部地域を指定する場合の、3つに区分されております。いずれも昭和20年代、30年代につくった基準でございます。例えば、外海離島指定基準を見ていただきますと、外海のうち、特に市町村の区域の一部が離島地域である一部離島ですが、ア‘と書いているところですが、本土との最短航路距離がおおむね5キロ以上、人口おおむね100人以上などの外形的な基準があります。また、内海の離島につきましては、本土との最短航路距離がおおむね10キロ以上、あるいは定期航路の寄港回数が3回以下という基準もあるところです。

4ページに、昭和28年の立法当初からの指定の経緯を記載しておりますが、当初は外海の大きな離島を指定していたのですが、だんだん外海の一部離島あるいは内海離島へと拡大してきたところでございます。一番最近の指定は、平成12年の直島が最後となっております。

5ページをお開きください。今、説明したような定量的な項目として、人口であるとか、最短航路距離、寄港回数を用いているところですが、既にこの基準は相当ずれが生じております。内海離島で言いますと、100人未満の離島が53島、あるいは1日3回という寄港回数を超える離島が58島と大幅なずれが生じております。

この背景にありますのは、当然ながら人口の推移など、社会、経済情勢の変化であります。6ページには外海の一部離島の人口の推移、7ページには内海離島の人口の推移を示しておりますが、ごらんになっておわかりのとおり、いずれも急激な人口減少が生じておりまして、人口100人という基準をどう考えるかという問題があるところです。

また8ページ、9ページには、現在、指定されていない、未指定の有人離島を整理したものです。大は人口3万の小豆島から、9ページの終わりには人口数名の島まで、島の状況は様々です。説明は割愛させていただきますが、備考を見ていただくと、島の置かれた状況も大きく異なっていることがわかります。

また10ページには、外形基準の1つとなります、航路距離、便数についての関係を見たものでございます。外海の一部離島につきましても、基準に合っていない島があります。青が指定離島で、赤が未指定離島ですが、青の指定離島であっても基準に既に合っていない。さらに11ページには同じものを内海離島で整理したものでございますが、内海離島

ではさらに顕著でして、1日おおむね3便ということですが、既にそれを超えているところが多々あるという状況になっております。

最後に13ページに、それではこのような社会・経済情勢の変化を踏まえて、指定基準の点検についてどういった視点があるかを整理したものでございます。1つには、今言った、社会・経済情勢の変化を踏まえた評価をする必要があるのではないかという点。その中には、今回の改正離島振興法の第1条の目的の中に、先ほどもご説明したとおり、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止が盛り込まれましたので、人口要件について留意する必要があるのかどうかという観点。財政難など、国の離島関係予算を取り巻く環境が厳しい状況において、離島間の公平性や規模から生じる投資効果等をどう考えるかという観点。また既に指定されている離島で、評価後の基準に該当しなかったものがあったものについて、仮に生じたとすると、それをどう取り扱うという観点。現在、琵琶湖に1島、内水面の離島で人が居住している沖島がありますが、これをどう取り扱うかなど、幾つかの視点があるところでございます。

雑駁な説明で恐縮でございますが、離島指定基準の点検に当たりまして、まず現状をご説明させていただきました。

【小川分科会長】 ありがとうございました。

お聞きのとおりでございますが、50年以上前につくられた基準ですので、その後の時代の変化等もございまして、なかなか現状に合わない部分もあろうかと思えます。また将来に向けて、新たに追加すべき観点ですとか、視点ですとか、さまざまご議論があろうかと思えます。

委員の先生方から、この説明を受けまして、何かご発言があればお願いします。

この件については専門的な見地から、詳細に研究、検討してみたいと思っております。部会の設置について最後にご相談申し上げますのですが、そこに当たって、例えばこういう観点、こういう視点から、検討を進めてほしいというご提言でも結構です。

いかがでしょうか。

【細田委員】 直すべきは直したらよい。

【小川分科会長】 打越さん、どうぞ。

【打越委員】 今、お話があったように、既に指定されている離島で、距離だとか便数だとか、全て基準を満たしているというほうが、もう少数派になってきているわけです。10キロ未満もあれば、100人未満もたくさんあるという状況の中で、しかし今回の離

振法の最大の目標は、離島での人の定住です。これ以上、無人島を絶対につくるなということが目標でありますから、そういったことを踏まえていきますと、十分に離振法の精神に合った形で、今回は指定基準を大幅に見直していただくというふうをお願いをしたいと思います。

具体的には、今、会長からありましたように、部会をつくっていただいて、できるだけ早急に、その案を出していただいて、改正離島振興法の対象に早くできるようにお願いしたいと思います。内水面のことについても、琵琶湖の中の島については、当然そのことがあり得るだろうということで、離振法を見ていただければわかりますが、島は「四方を海等に囲まれ」というふうに、全て記載されておりまして、海以外、湖であろうと、沼であろうと、同じハンディ、同じ状況を持っている島については、同じ扱いができるような法律の建て付けに、今回、変えてありますので、そのことも1つ、我々立法者側の思いも受けとめて、ぜひ部会において、具体的にできるだけ早急に、間口を広くとって、議論していただければありがたいと思います。

【小川分科会長】 ありがとうございます。

(「異議なし」の声あり)

【小川分科会長】 よろしいですか。

今日はせっかくですから、地方、地域からお越しいただいた、知事さん、市長さん、あるいは山下先生、渡邊委員をはじめ、学識の先生方にもお越しいただいています。

よろしいですか。

それでは、ここに非常に大きな課題があるということは共通のご認識をいただけたかと思しますので、さまざまな観点から詳細な検討を進めてまいりたいと思います。

先ほど、少し触れさせていただきましたけれども、今後、学識経験者の方々を中心に詳細な研究、検討をしていただきたいと思いますので、その内容、案について、事務局から説明を受けたいと思います。

【大野離島振興課長】 資料6をお開きください。離島指定検討部会の設置について(案)でございますが、読み上げさせていただきます。

1. 背景 離島振興対策実施地域については、離島振興法第2条に基づき指定している。現行の指定基準は離島振興対策審議会(現行国土審議会)の議決を経て、昭和20年代から30年代に制定されたものであり、当時から離島の置かれている状況が大きく変化していることを踏まえ、離島の指定基準の点検等が必要になっている。

2. 検討体制 調査審議の円滑化を図るため、別紙の設置要綱により、離島振興対策分科会に、有識者から構成される離島指定検討部会を設置する。設置要綱は後ろについておりますが、読み上げは省略させていただきます。

3. 調査審議事項 社会・経済情勢の変化を踏まえた、離島振興対策実施地域の指定基準についての点検及び、点検結果を踏まえた所要の対応等を行う。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【小川分科会長】 ありがとうございます。ただいま説明のございました方向で、設置についてご承認いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

【小川分科会長】 どうぞ、武部先生。

【武部委員】 今度の大改正離島振興法の附則には、国境離島という言葉が入っておらず重要な離島となっていますけれども、これは実際には国境離島を想定しているのです。ですから、法律にそういう文言まで書き加えたわけですから、このことも踏まえて、次なる措置をどうするかということも、1つ検討してほしいということが1点。

ドイツなどは、我が村美しくというコンテストをずっとやっています。だから、これから離島振興については、私は一種のイノベーションだと思うのです。単なる技術革新というよりも、どういうふうに振興しているか、テクニカルなものも含めて、そういうのを国交省あたりが予算をとって、コンテストをやったらどうかと思うのです。この間、王さんに会って、離島の甲子園をつくろうという話を、二階先生としたのですけれども、どんどんいろいろなところからアイデアを出させて、それを国民的な評価をして、しかも毎年1回きりではなくて、もう10年がかりで1等賞を取ろうという離島もあっていいと思うので、少し余計なことかもしれませんが。そうすれば、賞を取ったところへ行ってみて、どんな工夫をしているか、どういうふうに住民参加、島民は参加しているかということもわかるし、私はこれから離島はほんとうに大事だと思いますので、あえて発言をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【小川分科会長】 ありがとうございます。大変ユニークな、わくわくするようなご提案もいただきまして、ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは委員の皆様にご賛同いただいたという前提で、この部会の設置を今後、具体的に進めてまいりたいと思います。なお、人選につきましては、国土審議会令によりまして、

大変、僭越、恐縮でございますが、分科会長の指名ということになっておりますので、追って人選を進め、指名を行ってまいりたいと思いますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、今日は本会議の都合もございまして、簡潔な進行にそれぞれご協力いただきまして、まことにありがとうございました。以上をもちまして、会議を終了させていただき、最後に大森国土政策局長から一言ご挨拶をいただいて、閉じたいと思います。

【大森局長】 今日貴重なご意見をありがとうございました。特に基本方針では、抑制的なものになるな、国としてできるだけサポートしているということをきちんと記述するようにというご指摘だったと思います。これについては、基本方針でもできるだけ書き込み、基本方針でできなかったものについても、何らかの、また措置をするようにいろいろと関係各省の調整の中で、知恵を出していきたいと思います。その他の意見につきましても十分踏まえまして、今後の対策に生かしていきたいと思いますので、今後ともよろしくご指導のほどお願いいたします。（拍手）

【小川分科会長】 それではどうもありがとうございました。

— 了 —